

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程

香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>本庁 略</p> <p>病院等（県立病院（以下「病院」という。）及び香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14)～(18)</u> 略</p> <p><u>(19) 副看護師長</u></p> <p><u>(20)～(26)</u> 略</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 病院等に、次の表に掲げる局、センター、部及び科を置く。</p> <table border="1" data-bbox="192 1038 1072 1078"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(病院の職員)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、病院に副院長を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、<u>副看護</u></p>	略	<p>(職の設置)</p> <p>第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁 略</p> <p>病院等（県立病院（以下「病院」という。）<u>、香川県立がん検診センター</u>（以下「がん検診センター」という。）<u>及び香川県立白鳥病院附属津田診療所</u>（以下「津田診療所」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 事務長</u></p> <p><u>(15)～(19)</u> 略</p> <p><u>(20) 看護主任</u></p> <p><u>(21)～(27)</u> 略</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 病院等<u>（津田診療所を除く。）</u>に、次の表に掲げる局、センター、部及び科を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1038 2058 1078"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(病院の職員)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、病院に副院長を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、<u>看護主</u></p>	略
略			
略			

師長、主任及びその他の職員を置くことができる。

9 略

(がん検診センターの職員)

第19条 略

2・3 略

4 前3項に定めるもののほか、がん検診センターの事務局に事務局次長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの検診科及び診療科に主任部長、部長、医長及びその他の職員を、がん検診センターの放射線科及び検査科に部長、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの看護部に看護師長、副看護師長、主任及びその他の職員を置くことができる。

5 略

(職務)

第20条 略

2～4 略

5～13 略

14 看護師長及び副看護師長は、上司の命を受けて、看護業務を処理する。

15～18 略

第21条 略

任、主任及びその他の職員を置くことができる。

9 略

(がん検診センターの職員)

第19条 略

2・3 略

4 前3項に定めるもののほか、がん検診センターの事務局に事務局次長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの検診科及び診療科に主任部長、部長、医長及びその他の職員を、がん検診センターの放射線科及び検査科に部長、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの看護部に看護師長、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。

5 略

(津田診療所の職員)

第20条 津田診療所に、所長を置く。

2 前項に定めるもののほか、津田診療所に、事務長、看護師長、副主幹、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。

3 前2項の職(その他の職員を除く。)には、それぞれ津田診療所の名称を付するものとする。

(職務)

第21条 略

2～4 略

5 事務長は、上司の命を受けて、津田診療所に属する業務を掌理し、津田診療所の経営の全般にわたり所長を補佐する。

6～14 略

15 看護師長及び看護主任は、上司の命を受けて、看護業務を処理する。

16～19 略

第22条 略

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。